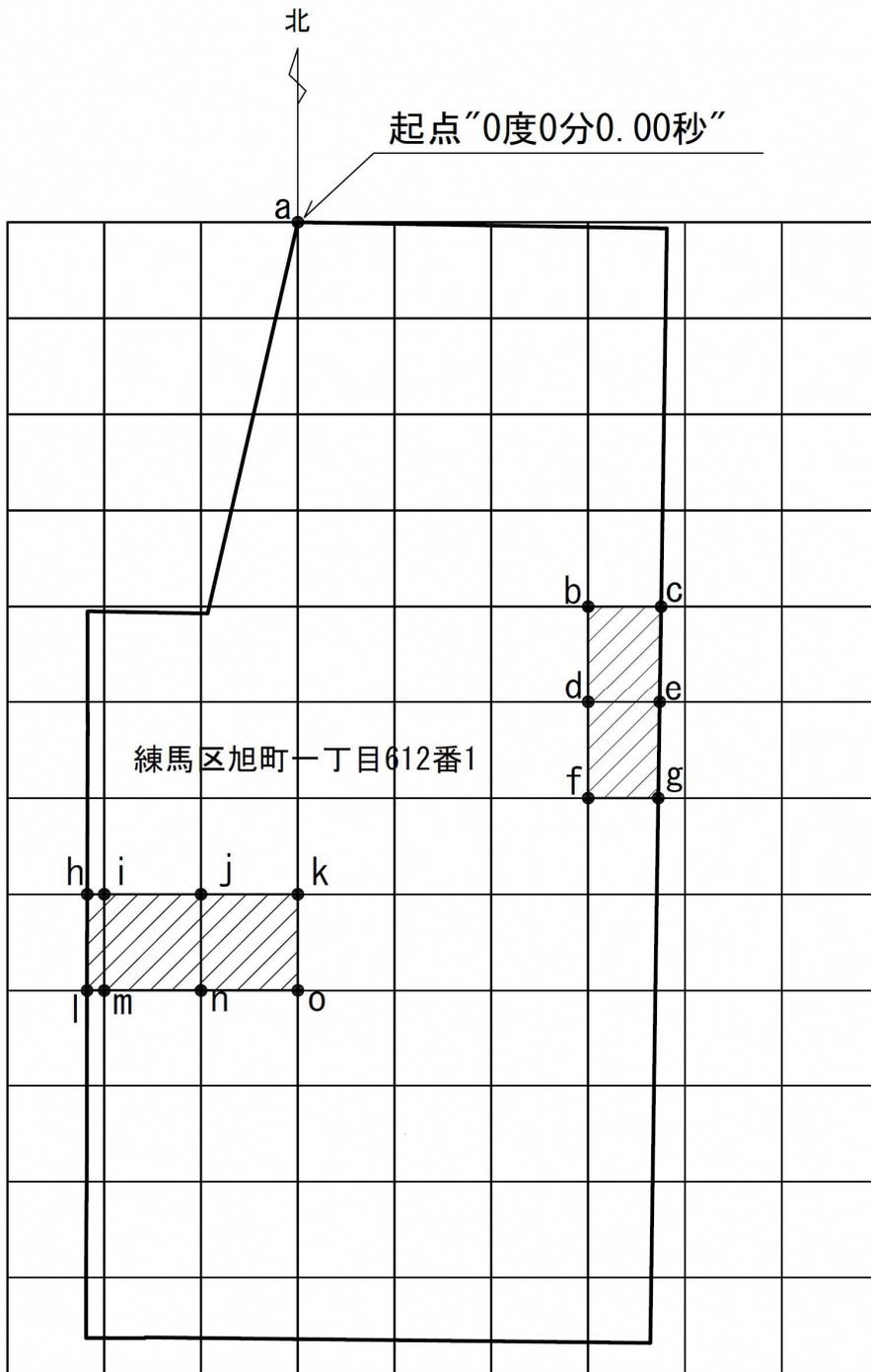


土壌汚染情報公開台帳 (基準不適合台帳)

(事業場No. ST-261-001)

整理番号	120-0009	調製年月日・契機	令和6年9月10日 ・ 第116条第1項第1号		
所在地	練馬区旭町一丁目612番1 (地番)		練馬区旭町一丁目39番16号 (住居表示)		
訂正年月日・契機	令和7年3月7日・第116条の3第1項・第3項(法重複)、令和7年4月23日・第116条の3第3項(法重複)				
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	前田建設工業株式会社 技術研究所 (令和5年12月20日廃止)		面積	0 m ² (基準不適合範囲)	6,118.99 m ² (調査範囲)
汚染状況調査の方法に関する特記事項					
当該土地において講じられた健康被害の防止又は周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容			立入禁止(調査報告時)、土壌汚染の除去(掘削除去)		
当該土地に条例第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)					
当該土地が規則第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨					
当該土地が規則第55条第3項に該当する場合は、その旨					
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨			形質変更時要届出区域(指-1508号) ※詳細は、東京都環境局の「土壌汚染情報の公開」サイトでご確認ください。		
備考			令和7年3月7日基準不適合範囲面積変更(365.49m ² →217.71m ²)、令和7年4月23日基準不適合範囲面積変更(217.71m ² →0m ²)		
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和6年5月29日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		興亜開発(株)
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		

地下水の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合又は適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
					適合・地下水基準・第二地下水基準		
				適合・地下水基準・第二地下水基準			
地下水の汚染状況 (対象地境界)				適合・地下水基準・第二地下水基準			
				適合・地下水基準・第二地下水基準			
土地の措置 又は改変状況 (自然由来等 土壌にあって は、搬出及び 処理の状況)	届出(着手)時期	完了時期	土地の措置又は改変の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法	
	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>「土地の措置又は改変状況」に関する以後の情報については、東京都環境局の「土壌汚染対策法に基づく台帳情報公開システム」にてご確認ください。(法との重複による条例施行規則第56条の5第1項ただし書および第56条の6第1項ただし書適用)</p> </div>						
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	



座標一覧表

地点番号	X座標	Y座標
a	-25869.885	-19176.391
b	-25909.885	-19146.391
c	-25909.885	-19138.853
d	-25919.885	-19146.391
e	-25919.885	-19139.002
f	-25929.885	-19146.391
g	-25929.885	-19139.152
h	-25939.885	-19198.151
i	-25939.885	-19196.391
j	-25939.885	-19186.391
k	-25939.885	-19176.391
l	-25949.885	-19198.178
m	-25949.885	-19196.391
n	-25949.885	-19186.391
o	-25949.885	-19176.391

起点及び境界点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】

 形質変更時要届出区域

 調査対象地

 単位区画

【起点】
 起点は、練馬区旭町一丁目612番1の最北端とする。

【格子の回転角度(0度0分0.00秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

(法、条例共通)

土壌汚染状況調査結果報告シート

1. 調査概要			
調査対象地	住居表示	練馬区 旭町一丁目39番16号	1ページ
	地番	練馬区 旭町一丁目612番1	
	今回報告範囲 ※全体の調査対象地に対し、分割して報告する場合		
工業専用地域の有無	無	調査対象地の用途地域が工業専用地域である場合(調査対象地の一部も含む)は「有」を選択してください。	
条例施行規則第55条第3項地域の有無	無	第55条第3項地域については、環境局ホームページの「埋立地の特例の対象地域参考図」をご参照ください。	
今回調査対象地面積	6,118.99 m ²		1ページ
深度限定の有無	無		
指定調査機関名	興亜開発株式会社:調査及び条例調査取りまとめ		
指定調査機関の指定番号	2003-8-1006		
準拠法令等	<ul style="list-style-type: none">● 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)● 同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成14年環境省令第29号)● 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課)● 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)● 東京都土壌汚染対策指針(平成31年4月1日施行)		

2. 地歴調査結果概要(調査対象地の土壌汚染のおそれの把握)			
有害物質取扱事業場の設置履歴	有		
	昭和22年まで耕作地 昭和31年に前田建設工業(株)が土地を取得 昭和51年に研究所を新築 令和元年に技術研究所を取手に移転するまで土質試験、コンクリート試験を実施 令和元年以降は研修所、空調システム実験として利用、令和5年12月にすべての使用を停止		
特定有害物質の使用状況とその形態	3Fの化学実験室にて水銀・砒素・セレン・カドミウム・鉛・ふっ素、六価クロムを試薬(分析及び模擬汚染土の作成)として使用していた。(総量0.01kg) 半地下のコンクリート混練室では、六価クロム汚染の可能性があるセメントの混練を行っていた。(総量不明)		
地表の高さの変更(盛土、埋土等)の経緯	無		
既往調査・対策の経緯	無		
その他の経緯	無		
汚染のおそれとその由来	●	人為由来による汚染のおそれがある (おそれを否定できない) 自然由来による汚染のおそれがある 水面埋立て用材料による汚染のおそれがある	11ページ
試料採取等対象物質の種類とその理由	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	試薬由来 試薬由来及びセメント由来 試薬由来 試薬由来 試薬由来 試薬由来 試薬由来	
使用の可能性が否定できないものの試料採取等の対象としない特定有害物質とその理由			
土壌汚染のおそれの区分の分類(平面)	土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	試薬廃液保管場所、コンクリート混練室、排水処理施設のピット、排水溝及び排水管	12ページ 13ページ 14ページ 表3-1
	土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」と「土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地」以外の土地	
	土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地	植樹帯	
汚染のおそれが生じた場所の位置(断面)	現地表面の汚染のおそれの有無とその理由	有 ・試薬及び試薬廃液の保管場所 ・セメント由来で六価クロムの汚染があるコンクリート混練をおこなっていた部屋	13ページ 図3-1
	現在の地表より深い位置の汚染のおそれの有無とその理由及び深度	有 ・排水処理施設のピット底面:最大1.76m、最小1.44m ・排水溝及び排水管の下:最大1.68m、最小0.30m	

3. 調査方法			
3-1. 単位区画の設定			
起点の位置	X座標、Y座標	X座標: -25869.885 Y座標: -19176.391 世界測地系の平面直角座標系(9系)に基づく	
	その他		
起点の高さ	TP	39.175	m その他 m
起点の高さを計測した場所(面)	舗装面		
北の定義	座標北		
回転角度	0度	0分	0.00秒
その他	近くの公共基準点の高さ: TP+39.002m(点名: 20C32)		
3-2. 土壌調査方法			
※調査地点位置図を 図3-2、図3-3、図3-4			に示す。
現地試料採取期間	ガス採取		
	土壌採取	令和6年2月21日～令和6年2月24日	
室内分析期間	令和6年2月26日～令和6年3月18日		
試料採取等対象物質と試料採取を行う区画の選定	全部対象区画	<ul style="list-style-type: none"> ・試薬及び試薬廃液の保管場所を含む単位区画を水銀・砒素・セレン・カドミウム・鉛・ふっ素、六価クロムについて全部対象区画とした。 ・コンクリート混練室、排水処理施設のピット底面・排水溝及び排水管の下を含む単位区画を六価クロムについて全部対象区画とした。 	
	一部対象区画	全部対象区画と植樹帯を除く土地は水銀・砒素・セレン・カドミウム・鉛・ふっ素、六価クロムについて一部対象区画とした。	
第一種特定有害物質の土壌ガス採取方法	全部対象区画		
	一部対象区画		
	一部対象区画において土壌ガスが検出された30m格子		
	トラベルブランク試験の有無		
	値の補正の有無	濃度の増減は±	
第一種特定有害物質のボーリングによる試料採取方法			
	帯水層底面が確認された深度	m	
第二種、第三種特定有害物質の試料採取方法	全部対象区画	<ul style="list-style-type: none"> ・地表については、単位区画毎に地表(GL)～0.05m及び0.05～0.50mの試料を採取した。採取した2深度の試料は、分析室において等量混合して表土試料1試料とした。 ・ピットと地下配管が存在する範囲では、単位区画毎に、排水溝下、地下配管下、排水ピット底面より0.50mの試料採取を行った。 	
	一部対象区画	<ul style="list-style-type: none"> ・30m格子毎に5地点で、地表(GL)～0.05m及び0.05～0.50mの試料を採取した。採取した2深度の試料は、分析室で均等混合し、更に5地点を均等混合して1試料とした。 	

4. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を 表3-7～表3-17 に示す。

※2 調査結果総括図を 図3-7 に示す。

試料採取日	ガス採取		
	土壌採取		令和6年2月21日～令和6年2月24日
	地下水	代表地点	
		対象地境界	

分類	調査対象物質	土壌ガス					土壌ガス(地下水)				
		基準 (ppm) *	調査 対象 区画数	最大 濃度 (ppm)	ガス 検出 区画数	試料 採取等 の省略	基準 (mg/l)	調査 対象 区画数	測定 結果 (mg/l)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略
(揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン	0.1	0				0.01				
	テトラクロロエチレン	0.1	0				0.01				
	ジクロロメタン	0.1	0				0.02				
	クロロエチレン	0.1	0				0.002				
	四塩化炭素	0.1	0				0.002				
	1, 2-ジクロロエタン	0.1	0				0.004				
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	0				0.1				
	1, 2-ジクロロエチレン	0.1	0				0.04				
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1	0				1				
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.1	0				0.006				
	1, 3-ジクロロプロペン	0.1	0				0.002				
	ベンゼン	0.05	0				0.01				

分類	調査対象物質	基準 (mg/l) *	溶出量調査					代表地点における地下水調査					対象地境界における地下水調査				
			調査 対象 区画数	最深 調査 深度 (m)注1	最大 濃度 (mg/l)	最大 汚染 深度 (m)注1	基準 超過 区画数 注3	試料 採取等 の省略	試料 採取 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略	試料 採取 地点数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略	
(揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン	0.01	0														
	テトラクロロエチレン	0.01	0														
	ジクロロメタン	0.02	0														
	クロロエチレン	0.002	0														
	四塩化炭素	0.002	0														
	1, 2-ジクロロエタン	0.004	0														
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	0														
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0														
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0														
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0														
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0														
	ベンゼン	0.01	0														
(特定有害物質 第二種)	カドミウム及びその化合物	0.003	57		0.0003未満		0	無									
	シアン化合物	0.1	0														
	鉛及びその化合物	0.01	57		0.001		0	無									
	六価クロム化合物	0.05	57		0.017		0	無									
	砒素及びその化合物	0.01	57		0.001未満		0	無									
	水銀及びその化合物	0.0005	57		0.0005未満		0	無									
	セレン及びその化合物	0.01	57		0.002		0	無									
	ほう素及びその化合物	1	0														
ふっ素及びその化合物	0.8	57		0.28		0	無										
(特定有害物質 第三種)	有機燐化合物	0.1	0														
	ポリ塩化ビフェニル	0.0005	0														
	チウラム	0.006	0														
	シマジン	0.003	0														
チオベンカルブ	0.02	0															

*基準欄の斜字 :の基準は、「不検出」を示す。

分類	調査対象物質	含有量調査							
		基準 (mg/kg)	調査 対象 区画数	最深 調査 深度(m)	最大 濃度 (mg/kg)	最大 汚染 深度 (m)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略	
(特定有害物質) 第二種 重金属等物質	カドミウム及びその化合物	45	57		1未満		0	無	
	シアン化合物	50	0						
	鉛及びその化合物	150	57		500		4	無	
	六価クロム化合物	250	57		10未満		0	無	
	砒素及びその化合物	150	57		10未満		0	無	
	水銀及びその化合物	15	57		0.5未満		0	無	
	セレン及びその化合物	150	57		1未満		0	無	
	ほう素及びその化合物	4000	0						
ふっ素及びその化合物	4000	57	100	0	無				
基準不適合範囲の地番		東京都練馬区旭町一丁目612番1の一部							
基準不適合範囲の面積 ^{注2} (m ²)		365.49							
汚染原因		特定又は推定ができなかった。							
備考	調査対象区画数	57					区画		

0.4

●区画数は、調査対象地内の単位区画(10mメッシュ)の合計数を記載ください。

- ①30mメッシュの調査(一部調査対象区画の調査)を行った範囲については調査対象区画数、自然由来特例調査を行った範囲についてはその間の対象区画数として計算してください。
- ②第一種特定有害物質の溶出量調査で代表地点でボーリングを行った場合は、ガス検出範囲を含めた区画数で計算してください。
- ③統合された区画は1区画と数えてください。
- ④土壤汚染の存在するおそれがないと認められる範囲の区画数は含めないでください。
- ⑤全体の調査範囲に対し、分割して報告書を作成している場合、原則、当報告書で報告する範囲の区画数でまとめてください。

注)1 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の詳細調査の結果を報告する場合は、詳細調査(深度方向調査)結果報告シートを作成してください。
なお、詳細調査結果は、法に基づく調査の場合は第7条第1項又は第12条第1項、条例に基づく調査の場合は第117条第3項の届出で報告してもかまいません。

注)2 土壤ガス等を検出しボーリング調査を実施した場合には、ボーリング調査結果も踏まえて基準不適合範囲の面積を記入してください。

(法、条例共通)

詳細調査(深度方向調査)結果報告シート

ここからのページ番号、図表番号は土壤汚染詳細調査報告書の番号である。

1. 調査概要			
調査対象地	住居表示	練馬区旭町一丁目39番16号	1ページ
	地番	練馬区旭町一丁目612番1	
	今回報告範囲 ※全体の調査対象地に対し、分割して報告する場合		
現地試料採取期間	令和6年3月14日～令和6年3月15日		
室内分析期間	令和6年3月15日～令和6年3月27日		
指定調査機関名	興亜開発株式会社:調査及び条例調査取りまとめ		
指定調査機関の指定番号			
準拠法令等	<ul style="list-style-type: none">●●●●●	土壤汚染対策法(平成14年法律第53号) 同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成14年環境省令第29号) 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(最新版 環境省水・大気環境局土壤環境課) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号) 東京都土壤汚染対策指針(平成31年4月1日施行)	

2. 調査方法				
※ボーリング調査地点位置図を 図1-2			に示す。	
※ボーリング調査地点の断面図を 図2-1			に示す。	
第一種特定有害物質の土壌 試料採取深度 ^{※1}				
第二種特定有害物質、第三種特定有害物質の土壌試料採取深度 ^{※1}	土壌調査で基準不適合となった以下の物質について、汚染範囲確定のためのボーリング調査を実施した。			4ページ 図2-1
	鉛及びその化合物	4区画	GL-1.0m、2.0m 帯水層底面なし	
地下水試料等対象物質、採取位置、採取深度、採取方法 ^{※2}	この領域は削除されています。			
	帯水層底面が確認された深度			
		m		

※1 帯水層底面の試料採取がある場合は記載してください。

※2 詳細調査で追加で地下水調査を実施した場合には、採取方法等を記入してください。

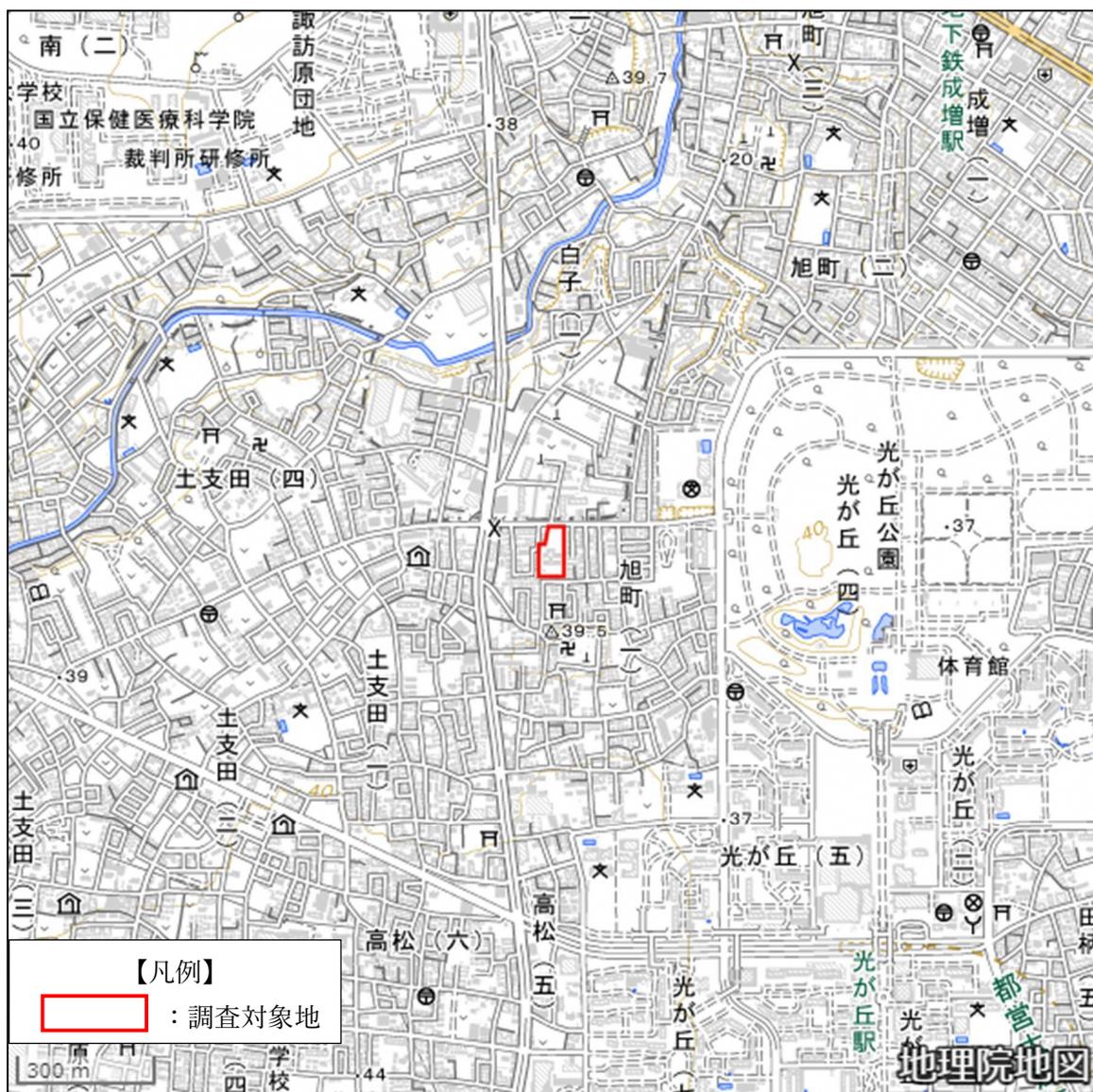
3. 調査結果概要						
※1 調査結果一覧表を 表2-2 に示す。						
※2 調査結果総括図を 図2-3 に示す。						
試料採取等対象物質名	調査区画数	基準不適合の区画数	最深調査深度(m)	最深汚染深度(m)	最大濃度	
土壌溶出量 (mg/L)						
土壌含有量 (mg/kg)	鉛及びその化合物	4	0	2.00	0.50	500
地下水 (mg/L)※						

<備考>
 ・濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す

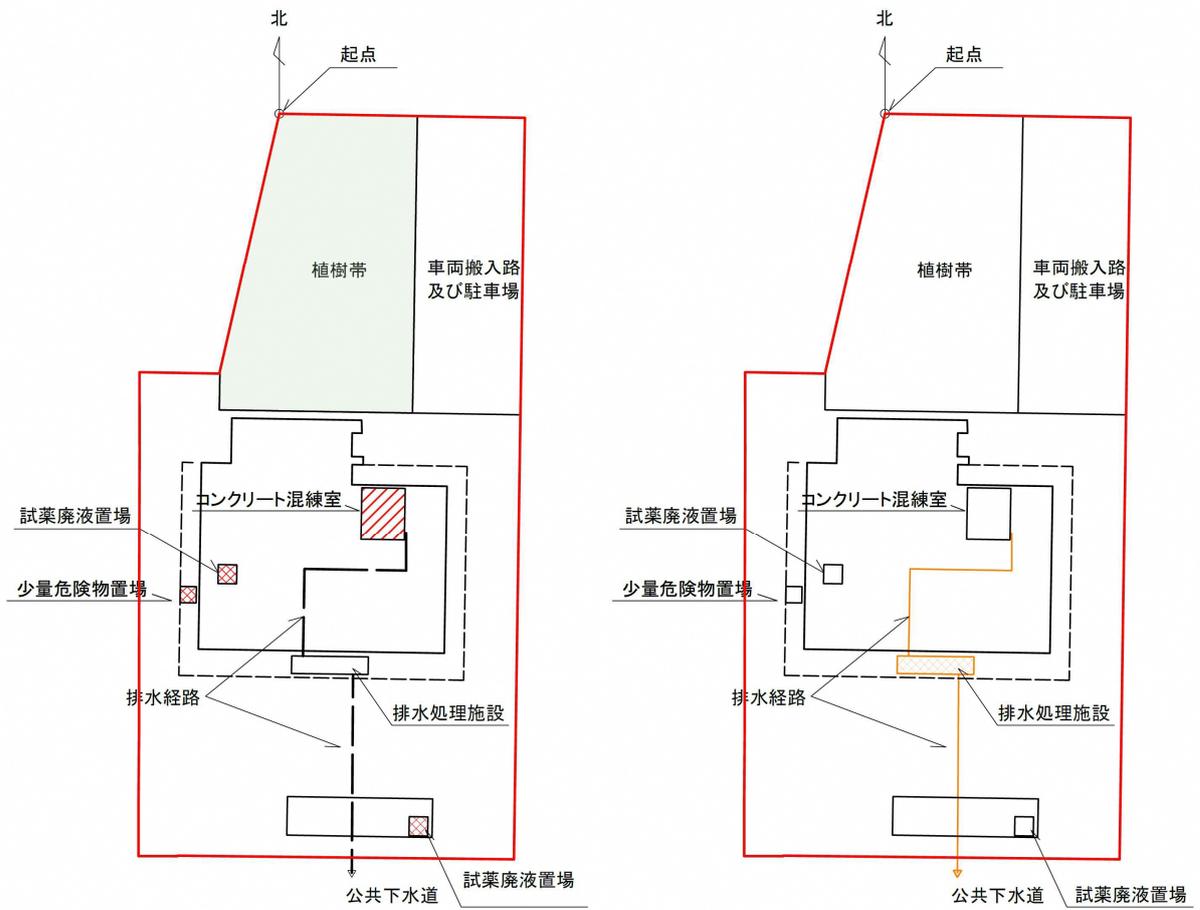
- 最深汚染深度は、基準超過が確認された最深深度を記載ください。(対策深度ではありません。)
- 最大濃度は、詳細調査における最大濃度を記載ください。ただし、詳細調査で汚染が見つからなかった場合には、汚染状況調査の最大濃度を記入してください。

※詳細調査時に追加で地下水調査を実施した場合には、汚染状態を記入してください。

対象地位置図



出典：国土地理院 電子地形図（タイル）を加工



汚染のおそれが生じた場所の位置（試薬由来）：地表



汚染のおそれが生じた場所の位置（セメント由来）：地表



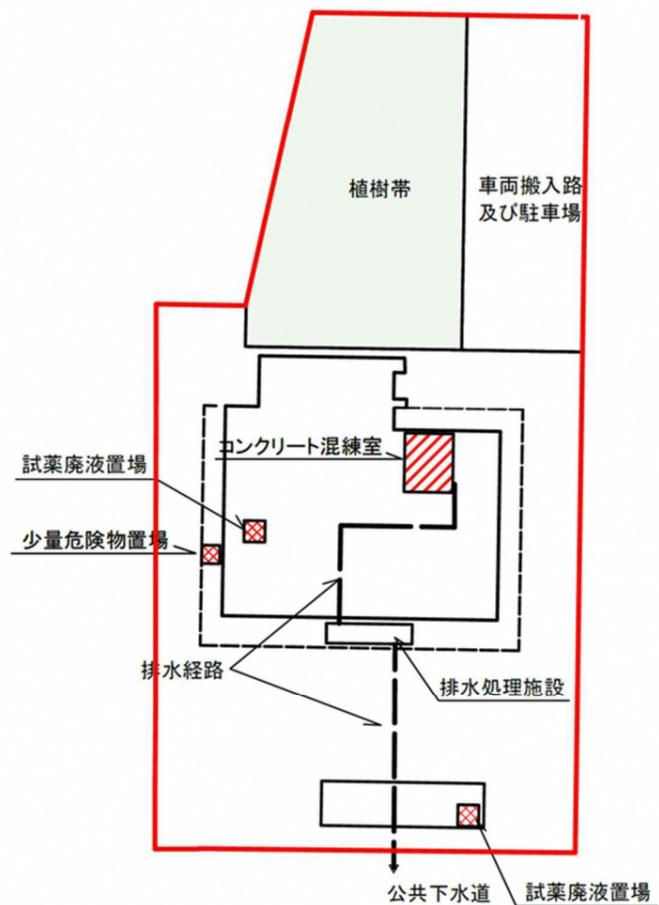
汚染のおそれが生じた場所の位置（セメント由来）：ピット下



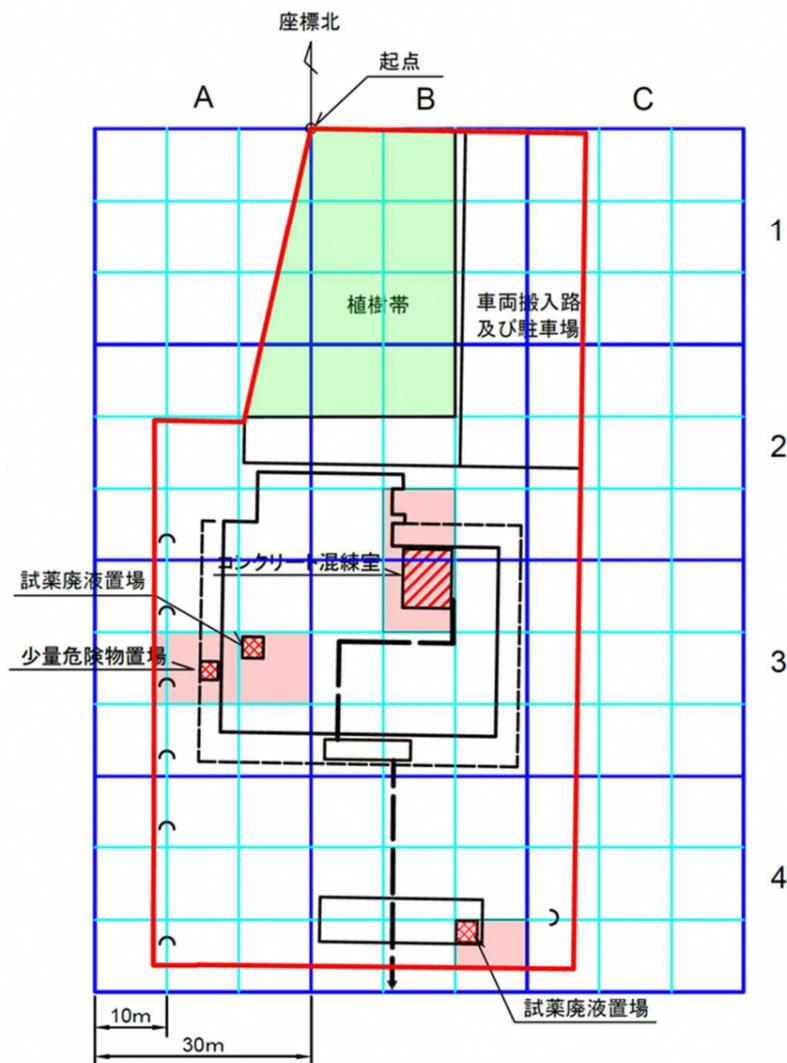
汚染のおそれが生じた場所の位置（セメント由来）：排水管及び排水溝下

図 3-1 汚染のおそれが生じた場所の位置

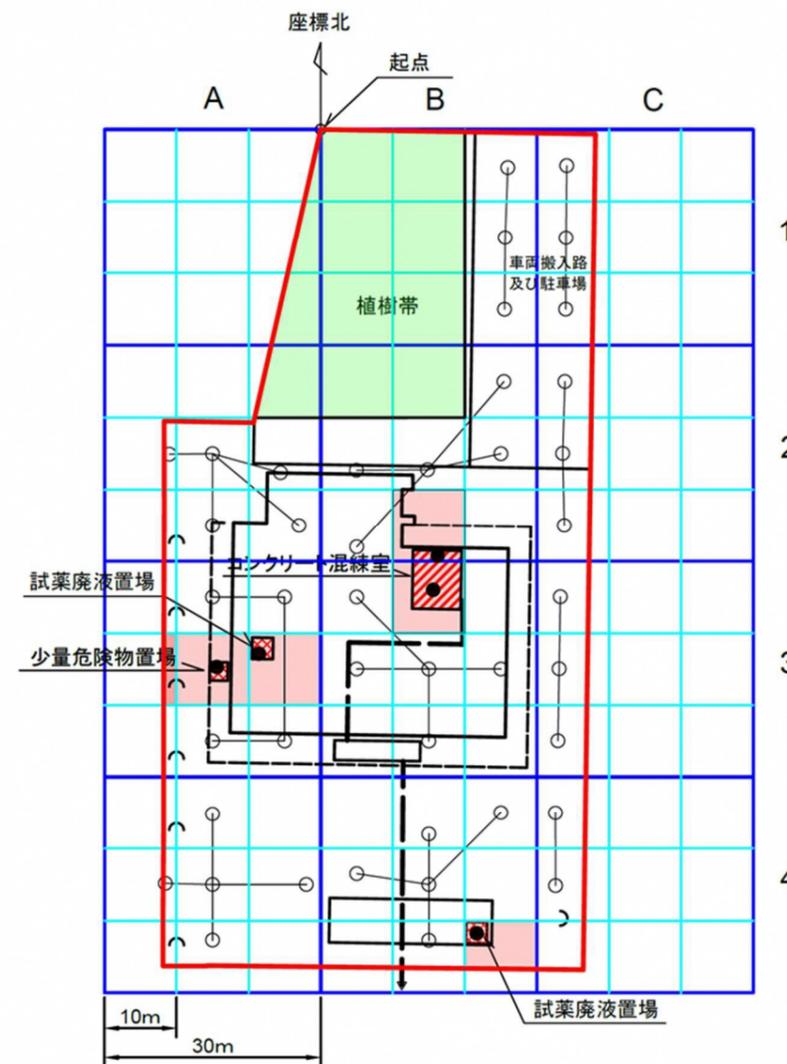
おそれの区分の分類



単位区画、30m格子の設定、試料採取区画の選定



調査地点の配置



凡例

- 調査範囲
- 30m格子
- 単位区画
- 統合する区画
- 対象物質: 六価クロム
- 汚染のおそれが生じた場所の位置: 地表
- 汚染のおそれが多い土地 (試薬由来)
- 汚染のおそれが多い土地 (セメント由来)
- 汚染のおそれが少ない土地
- 汚染のおそれが少ない土地
- 汚染のおそれが多い土地を含む 全部対象区画
- 汚染のおそれが少ない土地を含む 一部対象区画
- すべてが汚染のおそれが少ない土地 対象外区画
- 土壌採取地点 (汚染のおそれが多い)
- 土壌採取地点 (汚染のおそれが少ない)
- 混合して1検体とする範囲

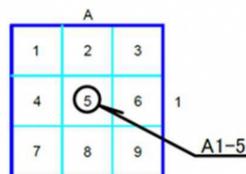
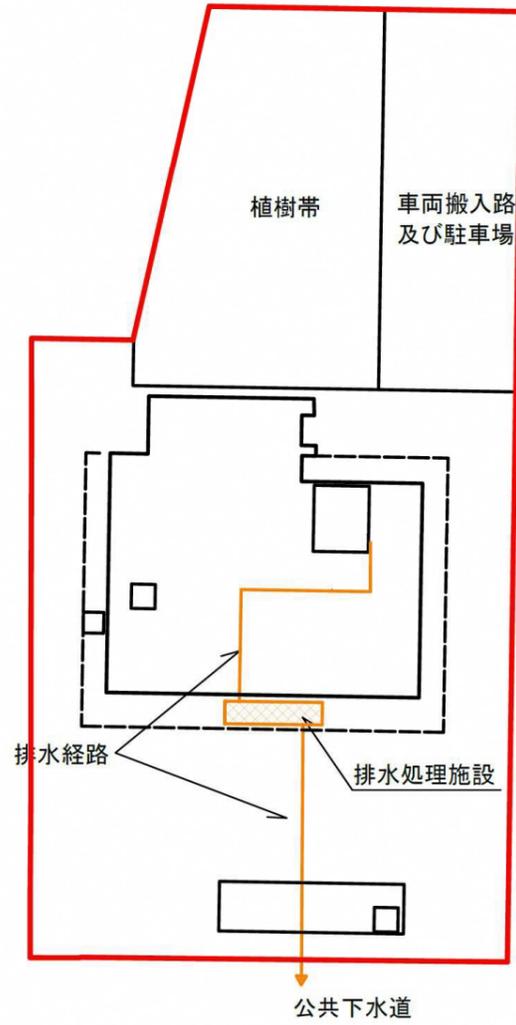
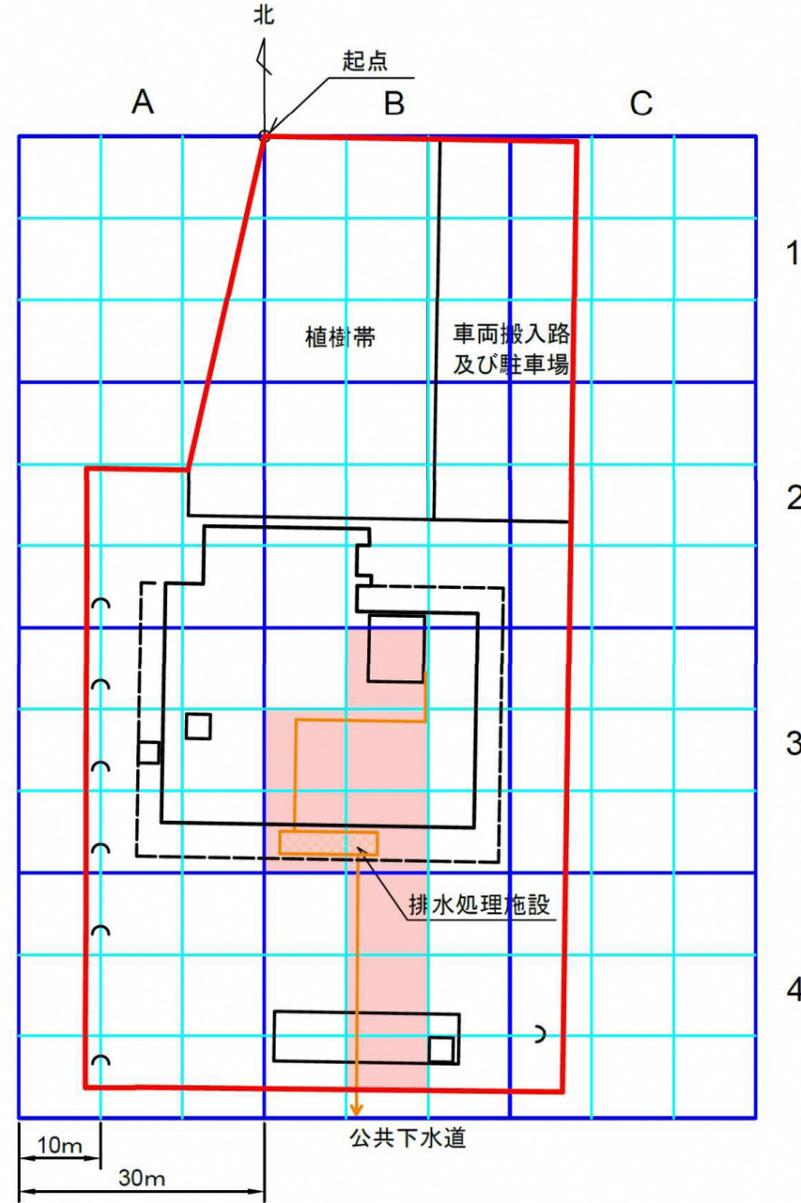


図 3-2 おそれの区分の分類に基づく試料採取等地点の配置 (試薬由来及びセメント由来: 六価クロム、地表)

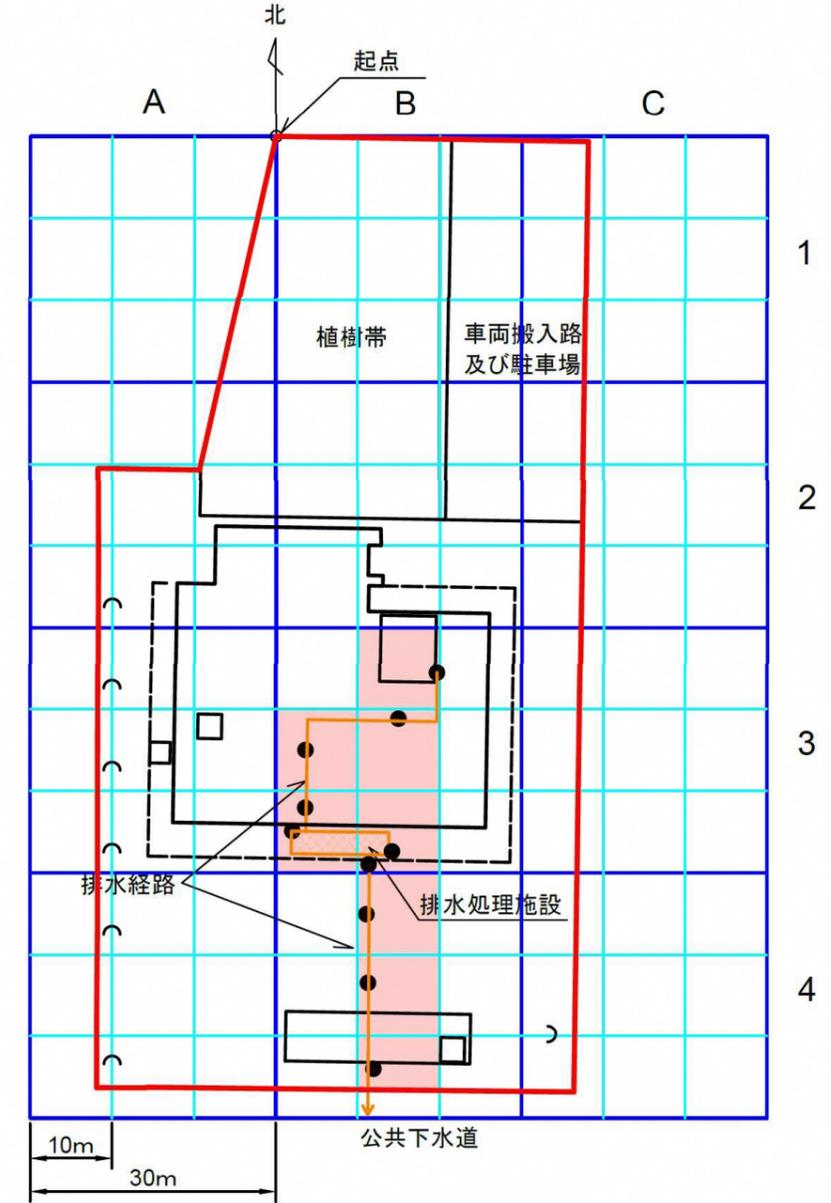
おそれの区分の分類



単位区画、30m格子の設定、試料採取区画の選定



調査地点の配置



凡 例

- 調査範囲
- 30m格子
- 単位区画
- 統合する区画

- 対象物質：六価クロム
 汚染のおそれが生じた場所の位置：地中
- 汚染のおそれが多い土地(ピット下)
 - 汚染のおそれが多い土地(排水管下)
 - 汚染のおそれが多い土地を含む全部対象区画

- 土壌採取地点(汚染のおそれが多い)

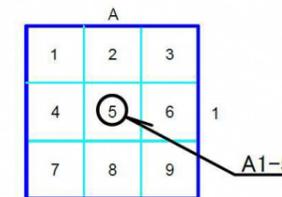
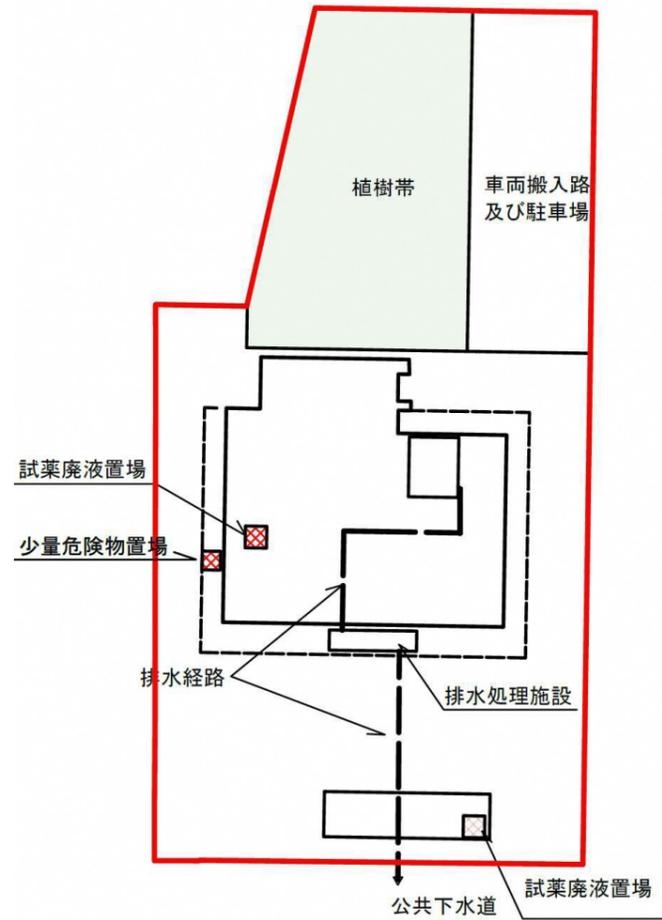
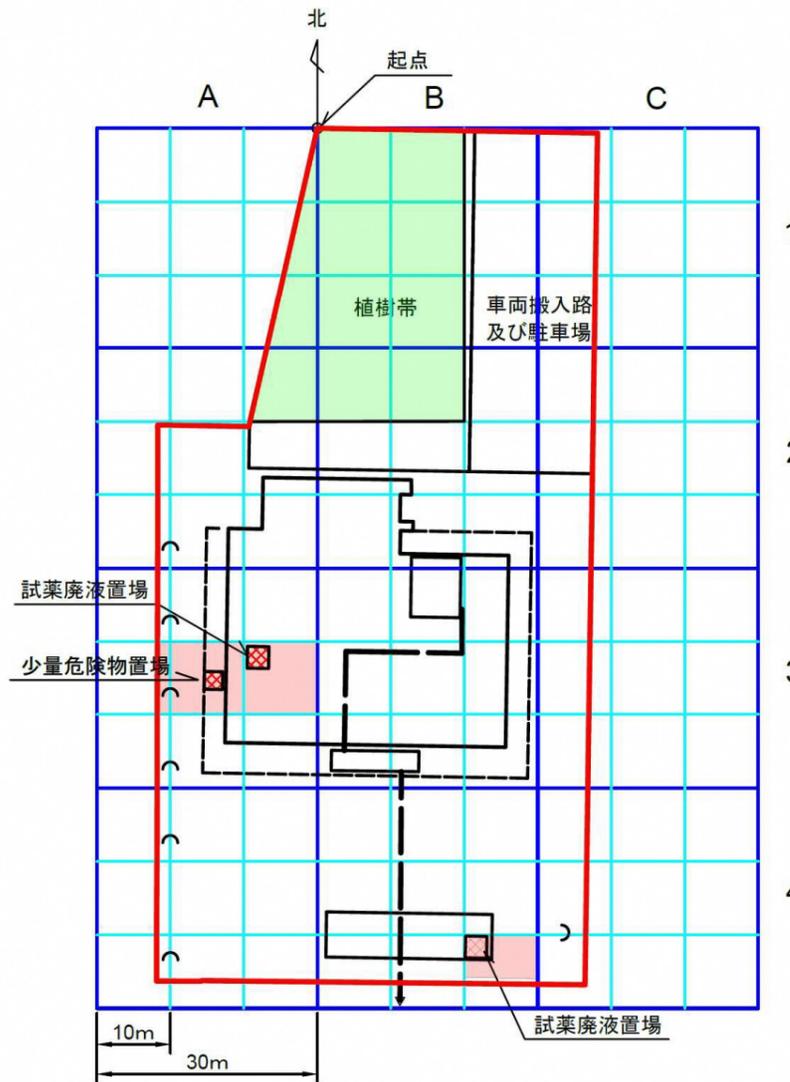


図3-3 おそれの区分の分類に基づく試料採取等地点の配置 (セメント由来：六価クロム、ピット下、排水管及び排水溝下)

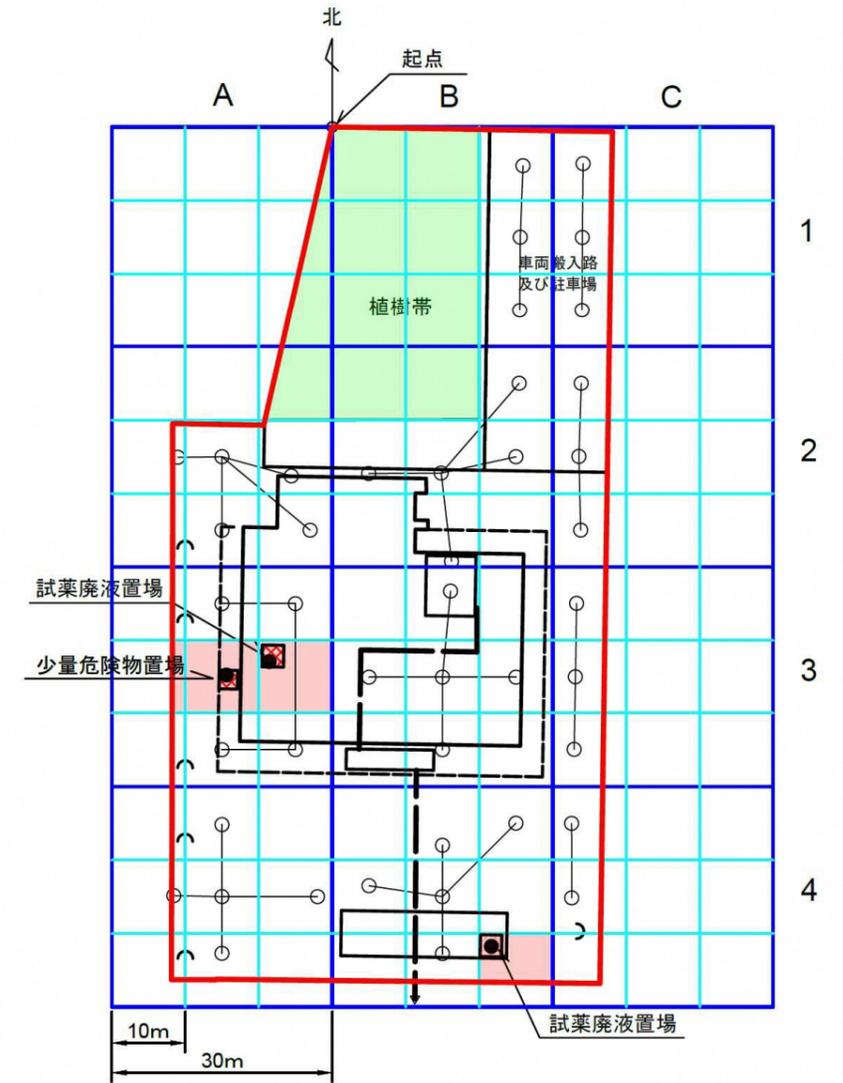
おそれの区分の分類



単位区画、30m格子の設定、試料採取区画の選定

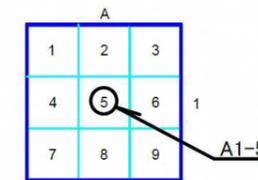


調査地点の配置



凡例

- | | | | |
|--------|--------------------------------|--------------|---------------------------|
| 調査範囲 | 対象物質：水銀、ヒ素、セレン、
カドミウム、鉛、ふっ素 | 汚染のおそれが多い土地 | 汚染のおそれが多い土地を含む
全部対象区画 |
| 30m格子 | 汚染のおそれが生じた場所の位置：地表 | 汚染のおそれが少ない土地 | 汚染のおそれが少ない土地を含む
一部対象区画 |
| 単位区画 | | 汚染のおそれがない土地 | すべてが汚染のおそれがない土地
対象外区画 |
| 統合する区画 | | | |



- 土壤採取地点(汚染のおそれが多い)
- 土壤採取地点(汚染のおそれが少ない)
- 混合して1検体とする範囲

図 3-4 おそれの区分の分類に基づく試料採取等地点の配置 (試薬由来：カドミウム、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素、地表)

(2) 調査結果

1) 土壌溶出量試験及び土壌含有量試験結果

物質ごとに土壌汚染のおそれの区分の分類を行った全部対象区画、一部対象区画に対して土壌溶出量試験と土壌含有量試験を実施した。

①土壌溶出量試験結果

土壌分析の結果、表 3-7～表 3-11 に示すとおり、調査対象のすべての区画において、すべての物質が土壌溶出量基準に適合した。

表 3-7 土壌溶出量試験結果一覧表

単位：mg/L

分析項目	A2 (4,5,6,8,9)	A3 (2,3,8,9)	A3-5	A3-6	A4 (2,4,5,6,8)	B1 (3,6,9)	基準値	定量下限値
カドミウム及びその化合物	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003以下	0.0003
六価クロム化合物	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05以下	0.005
水銀及びその化合物	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005以下	0.0005
セレン及びその化合物	0.001 未満	0.002	0.001	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下	0.001
鉛及びその化合物	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下	0.001
砒素及びその化合物	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下	0.001
ふっ素及びその化合物	0.14	0.26	0.28	0.22	0.18	0.22	0.8以下	0.08

() 内は、混合して1検体とする単位区画の枝番を表す

表 3-8 土壌溶出量試験結果一覧表

単位：mg/L

分析項目	B2 (3,4,5,6,8)	B2 (3,4,5,6,7)	B2-8	B3 (2,4,5,6,8)	B3 (1,4,5,6,8)	B3-2	基準値	定量下限値
カドミウム及びその化合物	0.0003 未満	-	-	0.0003 未満	-	-	0.003以下	0.0003
六価クロム化合物	-	0.005 未満	0.005 未満	-	0.005 未満	0.005 未満	0.05以下	0.005
水銀及びその化合物	0.0005 未満	-	-	0.0005 未満	-	-	0.0005以下	0.0005
セレン及びその化合物	0.001 未満	-	-	0.002	-	-	0.01以下	0.001
鉛及びその化合物	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.01以下	0.001
砒素及びその化合物	0.001 未満	-	-	0.001 未満	-	-	0.01以下	0.001
ふっ素及びその化合物	0.15	-	-	0.17	-	-	0.8以下	0.08

() 内は、混合して1検体とする単位区画の枝番を表す

表 3-9 土壤溶出量試験結果一覧表

単位 : mg/L

分析項目	B4 (2,3,4,5,8)	B4-9	C1 (1,4,7)	C2 (1,4,7)	C3 (1,4,7)	C4 (1,4)	基準値	定量下限値
カドミウム及びその化合物	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003以下	0.0003
六価クロム化合物	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.017	0.007	0.005 未満	0.05以下	0.005
水銀及びその化合物	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005以下	0.0005
セレン及びその化合物	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下	0.001
鉛及びその化合物	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下	0.001
砒素及びその化合物	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01以下	0.001
ふっ素及びその化合物	0.26	0.14	0.15	0.19	0.23	0.20	0.8以下	0.08

() 内は、混合して1検体とする単位区画の枝番を表す

表 3-10 土壤溶出量試験結果一覧表

単位 : mg/L

分析項目 採取深度GL-m	B3-2H 0.40~0.90	B3-4H 0.43~0.93	B3-5H 0.45~0.95	B3-7H 0.30~0.80	B3-7P 1.44~1.94	基準値	定量下限値
カドミウム及びその化合物	-	-	-	-	-	0.003以下	0.0003
六価クロム化合物	0.008	0.005 未満	0.005 未満	0.008	0.005 未満	0.05以下	0.005
水銀及びその化合物	-	-	-	-	-	0.0005以下	0.0005
セレン及びその化合物	-	-	-	-	-	0.01以下	0.001
鉛及びその化合物	-	-	-	-	-	0.01以下	0.001
砒素及びその化合物	-	-	-	-	-	0.01以下	0.001
ふっ素及びその化合物	-	-	-	-	-	0.8以下	0.08

試料番号末尾の H は排水管下、P はピット下で採取した試料を表す

表 3-11 土壤溶出量試験結果一覧表

単位 : mg/L

分析項目 採取深度GL-m	B3-8H 1.02~1.52	B3-8P 1.76~2.26	B4-2H 1.42~1.92	B4-5H 1.53~2.03	B4-8H 1.68~2.18	基準値	定量下限値
カドミウム及びその化合物	-	-	-	-	-	0.003以下	0.0003
六価クロム化合物	0.005 未満	0.05以下	0.005				
水銀及びその化合物	-	-	-	-	-	0.0005以下	0.0005
セレン及びその化合物	-	-	-	-	-	0.01以下	0.001
鉛及びその化合物	-	-	-	-	-	0.01以下	0.001
砒素及びその化合物	-	-	-	-	-	0.01以下	0.001
ふっ素及びその化合物	-	-	-	-	-	0.8以下	0.08

試料番号末尾の H は排水管下、P はピット下で採取した試料を表す

②土壌含有量試験結果

土壌分析の結果、表 3-12～表 3-16 に示すとおり、A3-5、A3-6 の単位区画（全部対象区画）及び C2(1,4,7) の 30m 格子（一部対象区画）において鉛の含有量基準を超過した。当該区画の鉛以外の物質についてはすべて含有量基準に適合した。A3-5、A3-6、C2(1,4,7)以外の区画はすべての物質で含有量基準に適合した。

表 3-12 土壌含有量試験結果一覧表

単位：mg/kg

分析項目	A2 (4,5,6,8,9)	A3 (2,3,8,9)	A3-5	A3-6	A4 (2,4,5,6,8)	B1 (3,6,9)	基準値	定量下限値
カドミウム及びその化合物	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	45以下	1
六価クロム化合物	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	250以下	10
水銀及びその化合物	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	15以下	0.5
セレン及びその化合物	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	150以下	1
鉛及びその化合物	64	150	200	190	34	18	150以下	10
砒素及びその化合物	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	150以下	10
ふっ素及びその化合物	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	4000以下	100

() 内は、混合して 1 検体とする単位区画の枝番を表す

赤字：基準を超過していることを示す。

表 3-13 土壌含有量試験結果一覧表

単位：mg/kg

分析項目	B2 (3,4,5,6,8)	B2 (3,4,5,6,7)	B2-8	B3 (2,4,5,6,8)	B3 (1,4,5,6,8)	B3-2	基準値	定量下限値
カドミウム及びその化合物	1 未満	-	-	1 未満	-	-	45以下	1
六価クロム化合物	-	10 未満	10 未満	-	10 未満	10 未満	250以下	10
水銀及びその化合物	0.5 未満	-	-	0.5 未満	-	-	15以下	0.5
セレン及びその化合物	1 未満	-	-	1 未満	-	-	150以下	1
鉛及びその化合物	99	-	-	100	-	-	150以下	10
砒素及びその化合物	10 未満	-	-	10 未満	-	-	150以下	10
ふっ素及びその化合物	100 未満	-	-	100	-	-	4000以下	100

() 内は、混合して 1 検体とする単位区画の枝番を表す

表 3-14 土壤含有量試験結果一覧表

単位：mg/kg

分析項目	B4 (2,3,4,5,8)	B4-9	C1 (1,4,7)	C2 (1,4,7)	C3 (1,4,7)	C4 (1,4)	基準値	定量下限値
カドミウム及びその化合物	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	45以下	1
六価クロム化合物	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	250以下	10
水銀及びその化合物	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	15以下	0.5
セレン及びその化合物	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	150以下	1
鉛及びその化合物	44	10	20	280	150	15	150以下	10
砒素及びその化合物	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満	150以下	10
ふっ素及びその化合物	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	100 未満	4000以下	100

() 内は、混合して1検体とする単位区画の枝番を表す

赤字：基準を超過していることを示す。

表 3-15 土壤含有量試験結果一覧表

単位：mg/kg

分析項目 採取深度GL-m	B3-2H 0.40~0.90	B3-4H 0.43~0.93	B3-5H 0.45~0.95	B3-7H 0.30~0.80	B3-7P 1.44~1.94	基準値	定量下限値
カドミウム及びその化合物	-	-	-	-	-	45以下	1
六価クロム化合物	10 未満	250以下	10				
水銀及びその化合物	-	-	-	-	-	15以下	0.5
セレン及びその化合物	-	-	-	-	-	150以下	1
鉛及びその化合物	-	-	-	-	-	150以下	10
砒素及びその化合物	-	-	-	-	-	150以下	10
ふっ素及びその化合物	-	-	-	-	-	4000以下	100

試料番号末尾のHは排水管下、Pはピット下で採取した試料を表す

表 3-16 土壤含有量試験結果一覧表

単位：mg/kg

分析項目 採取深度GL-m	B3-8H 1.02~1.52	B3-8P 1.76~2.26	B4-2H 1.42~1.92	B4-5H 1.53~2.03	B4-8H 1.68~2.18	基準値	定量下限値
カドミウム及びその化合物	-	-	-	-	-	45以下	1
六価クロム化合物	10 未満	250以下	10				
水銀及びその化合物	-	-	-	-	-	15以下	0.5
セレン及びその化合物	-	-	-	-	-	150以下	1
鉛及びその化合物	-	-	-	-	-	150以下	10
砒素及びその化合物	-	-	-	-	-	150以下	10
ふっ素及びその化合物	-	-	-	-	-	4000以下	100

試料番号末尾のHは排水管下、Pはピット下で採取した試料を表す

③混合試料に対する個別分析結果

30m 格子 C2 の一部対象区画の土壌分析の結果、鉛の含有量の基準超過が確認された。C2 の区画は、3 地点の混合試料であることから、単位区画ごとに個別分析を行った。その結果、表 3-17 に示すとおり、C2-1 は基準に適合し、C2-4 と C2-7 がそれぞれ 330mg/kg、500mg/kg と基準超過であることが確認された。

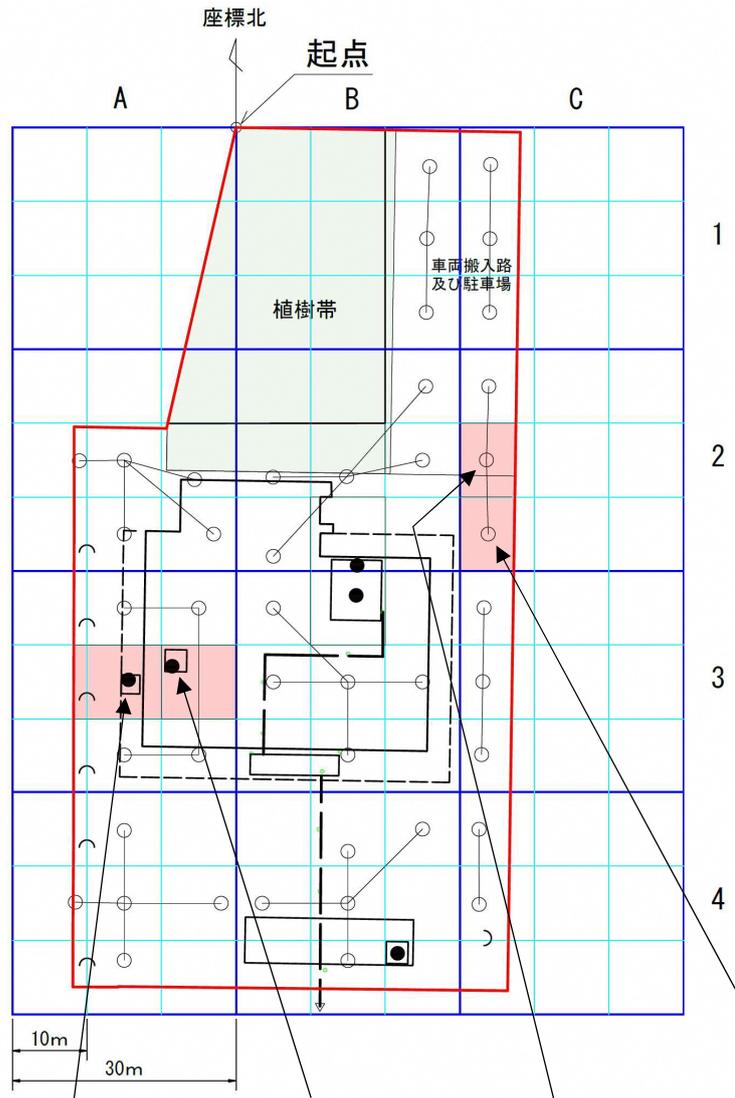
表 3-17 土壌含有量の個別分析結果

単位 : mg/kg

分析項目	C2			基準値	定量下限値
	C2-1	C2-4	C2-7		
鉛及びその化合物	73	330	500	150以下	10

赤字：基準を超過していることを示す。

以上の結果を総括すると、調査対象地の土壌汚染状は、図 3-7 のように表される。



地点	A3-5		A3-6		C2-4		C2-7	
	GL-m	鉛含有量	GL-m	鉛含有量	GL-m	鉛含有量	GL-m	鉛含有量
表層 (0~0.5)	+37.688~ +37.188	200	+37.969~ +37.469	190	+39.157~ +38.657	330	+39.177~ +38.677	500
1.0	+36.688	10未満	+36.969	16	+38.157	10未満	+38.177	10未満
2.0	+35.688	10未満	+35.969	10未満	+37.157	10未満	+37.177	10未満
基準値	150以下							
定量下限値	10							

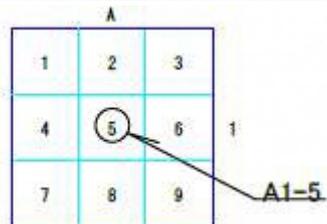


図 2-3 土壤汚染の状況図